

文部省直轄諸學校長任用ノ件

右謹テ上奏シ恭ヒク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ

レムコトヲ請フ

大正二年五月二十四日

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛

月

勅令第

第

文部省直轄諸學校長ハ勅任教官ノ職ニ在リタル者又ハ三年以上奏任教官ノ職ニ在リタル者ノ中ヨリ文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
文部省直轄諸學校長生徒監特別任用令ハ之ヲ廢止ス